

平成22年10月29日  
年金局事業管理課  
(担当・内線) 補佐 大田(3661)  
(電話直通) 03(3595)2811  
(電話代表) 03(5253)1111

日本年金機構国民年金部  
(担当・内線) 部長 町田(3310)  
(電話直通) 03(6892)0763  
(電話代表) 03(5344)1100

報道関係者 各位

## 「ねんきん月間」のお知らせ

厚生労働省と日本年金機構は協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆様には年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

○主な活動内容 … (別紙)のとおりです。

※ 「ねんきん月間」については、旧社会保険庁において平成18年度から毎年11月に実施してきたところですが、

## 「ねんきん月間」のお知らせ

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

### ●「ねんきん月間」の趣旨は？

- 国民の皆様に公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

### ●「ねんきん月間」の活動内容は？

- 全国各地の様々な場所で、年金事務所職員などによる年金出張相談を行います。

(主な場所：市区町村役場、大学、老人ホーム、駅、商業施設など)

- また、公的年金制度への参加意識が低いと言われる若い世代に対して公的年金への理解を深めていただくために、有効な取り組みの提言を広く募集します。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> をご覧ください。

◆この機会に、年金について考えてみていただき、公的年金制度の趣旨やしくみについてご理解いただきますようお願いいたします。

- 保険料を納めないまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず保険料を納めましょう。

- 所得が少ないなど、保険料を納めるのが難しい方は、ご本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※保険料納付の免除または猶予制度の利用を希望される方は、お近くの年金事務所またはお住まいの市(区)役所または町村役場(国民年金担当窓口)までお問い合わせください。